

# ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例

## 【 逐 条 解 説 】



令和5年(2023年)4月

ふじみ野市

福祉部・高齢福祉課

## 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 条例制定の背景・特徴              | 1  |
| 条例制定の経過                 | 1  |
| 前文                      | 3  |
| 第1条目的                   | 5  |
| 第2条基本理念                 | 6  |
| 第3条市の責務                 | 8  |
| 第4条市民の責務                | 9  |
| 第5条医療機関及び介護事業者の責務       | 10 |
| 第6条市の基本施策               | 12 |
| 第7条その他                  | 13 |
| 資料 『ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例』 | 14 |

## 条例制定の背景

令和4年1月27日、ふじみ野市内で在宅医療に従事する医師等7人が患者宅で家族に散弾銃を発砲され、医師が亡くなられ、同行者2名も重軽症を負う事件が発生しました。

この事件を契機に、医療・介護の現場での利用や家族による暴力・ハラスメントの実態が浮き彫りになりました。市で行った事業者との意見交換会やアンケート調査でも、実際に事業者が経験したハラスメントや生命の危機を感じる事案が報告され、埼玉県が行ったアンケート調査でも回答者の半数以上が暴力・ハラスメントを受けたことがあると回答しています。

医療や介護を必要とする方が増加していく中、高齢者等を支える医療・介護従事者の確保はふじみ野市のみならず、全国的な課題となっていますが、今回明らかになったようなハラスメントの実態を放置していれば、従事者の確保はさらに難しくなり、必要な時に必要なサービスを受けられなくなる事態も想定されるところです。また、従事者が安心して業務にあたることができなければ、適切な医療や介護の提供に影響を及ぼす可能性もあります。

市は、地域の医療と介護に従事する人を守り、将来にわたって市民が安心して地域で医療や介護サービスを受けることができる体制を確保するために条例を策定し、市、市民、医療・介護事業者が一体となって地域の医療と介護を守ることを明確にするものです。

## 条例の特徴

本条例は、地域の医療及び介護を守るための基本理念と市、市民、医療機関、介護事業者それぞれの責務及び市の基本的施策等を定めています。

## 条例制定の経緯

令和4年3月から、市長を座長とする医師会や介護事業者等との意見交換会を実施し、現状把握と対応策を検討してきました。県への要望や話し合いを重ねる中で、埼玉県・市での支援策の事業化を図ってきましたが、今回の事件をきっかけにハラスメント対策として実施されたこれらの支援策を今後も発展・継続していくため、また、市民への啓発を強化していくために、条例を策定することが必要であるとの判断に至りました。

条例の趣旨や内容については、介護保険等運営審議会や医師会、介護事業所等へ説明し、さらに、パブリックコメントを実施しました。

## 前文

少子高齢化が急速に進行する中、市民が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、地域の医療及び介護の基盤が必要である。しかしながら、地域の医療及び介護の現状は厳しく、市民が地域において、自宅や施設などで医療及び介護を安心して享受できる生活を維持するためには、地域の医療及び介護を市、市民、医療機関、介護事業者が一体となって守ることが必要不可欠である。

そのためには、地域の医療及び介護の利用者、その家族と医療機関及び介護事業者相互の理解と信頼関係の構築及び醸成、医療機関及び介護事業者の連携の推進とともに医療機関及び介護事業に従事する者の安全を確保し、また、育成、確保、定着を図る必要がある。

ここに、将来にわたって市民が安心して地域で医療及び介護を受けることができる体制を確保するため、この条例を制定する。

### 【趣旨】

前文は、条例策定にあたっての考え方や市の決意を明確にするために設けたものです。

### 【解釈・運用】

○第1段落では、現在の医療・介護の現状と市民が医療・介護を安心して享受できる生活を維持するために地域の医療・介護を地域全体で守ることが必要不可欠であるとしています。

医療・介護が継続して提供されていくためには、行政だけではなく、市民、医療・介護事業者が一体となって守っていく必要があります。

## ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例の逐条解説

『地域の医療及び介護の現状は厳しく』とは、事件を契機に、医療・介護の現場での利用や家族による暴力・ハラスメントの実態が明らかになり、高齢者等を支える医療・介護従事者の確保が課題となる中、従事する者の環境を改善しないと、担い手の確保はさらに難しくなり、必要な時に必要なサービスを受けられなくなる事態も想定されることや、適切な医療や介護の提供に影響を及ぼすことなどを表現したものです。

○第2段落では、必要なこととして、

①地域の医療介護の利用者や家族と医療・介護事業者の相互理解と信頼関係の構築・醸成

②医療・介護事業者の連携の推進

③医療・介護従事者の安全確保と育成、確保、定着をあげています。

○第3段落では、将来にわたって市民が安心して地域で医療及び介護を受けることができる体制を確保するために条例を制定することを宣言しています。

## 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域の医療及び介護を守り、良好な地域の医療及び介護の体制の下での市民の生活の向上を推進するための基本理念並びに市、市民、医療機関及び介護事業者が果たすべき責務について定めることにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤である地域の医療及び介護を享受できる体制を確保することを目的とする。

【趣旨】

本条例の目的を規定しています。

【解釈・運用】

『良好な地域の医療・介護の体制』とは、市民が必要なサービスを必要な時に受けることができる量的・質的に満たされた体制という意味です。量的には勿論、常によりよいサービス提供体制となるよう、質的にも向上していくことを表しています。

## 第2条 基本理念

(基本理念)

第2条 地域の医療及び介護は、市民が地域で安心して生活していく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、その持続可能な体制を構築するため、市、市民、医療機関及び介護事業者が一体となり、地域全体で守り育てなければならない。

2 市民の生活は、市民自らの健康の維持増進のための努力を基盤として、自らの意思決定に基づき、地域の医療及び介護を適切に享受できるものでなくてはならない。

### 【趣旨】

本条例の基本理念を規定しています。

### 【解釈・運用】

第1項『市、市民、医療機関及び介護事業者が一体となり』は、持続可能な体制確保のためには、市はもとより、市民も事業者も同じ問題意識を持って、めざすべき姿に向けて一体となって対応していくことを表現したものです。

『地域全体で守り育てなければならない』は、地域の医療・介護を守ることはもとより、育てること、つまり、今後増加する高齢者等に対応するための新たな事業者の参入・従事者の増、また、自立支援(重度化防止、改善含む)の考えに基づくケア向上の観点から従事者のスキル・能力の向上に向けた取組みが必要であるとの考えです。

第2項 市民の生活は、自ら(できる範囲で)の健康の維持・増進に努め、自分の意志で決定した自分が望む医療や介護(自宅か入院・入所か、どんなサービスか、どこかの事業所か)を、(その状態に合わせて)適切に受けることができるものでなくてはならないとしています。市民は、自分の健康の維持増進に配慮する努力をしていくこと

## ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例の逐条解説

が基礎・土台・ベースとなります。それは、自分自身を大切にさせていただくことにほかなりません。

## 第3条 市の責務

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、埼玉県と連携して、市民に対して良質かつ適切な医療及び介護が提供される体制を確保するため、地域の医療及び介護を守り育てるための施策を推進する責務を有するものとする。

### 【趣旨】

本条例の市の責務を規定しています。

### 【解釈・運用】

市は、医療法の施行や在宅医療推進、介護事業所の指定・指導等を所掌している埼玉県と連携して、市民に対して良質かつ適切な医療及び介護(その方の状態にあった自立支援の考えに基づく適切な医療と介護。自らの意思決定により選択することができる。)が提供される体制を確保するため、地域の医療・介護を守り育てるための施策を推進する責務があるとしています。

## 第4条 市民の責務

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、地域の医療及び介護を守るため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士その他地域の医療及び介護の担い手(以下「医療及び介護の担い手」という。)が市民の生命、健康及び生活に欠かせないことを理解し、医療及び介護の担い手が安心して従事できるよう、信頼関係の構築に努めなければならない。

2 市民は、自らの健康の維持増進及び介護予防並びに適切な医療及び介護の利用に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条例の市民の責務を規定しています。

### 【解釈・運用】

第1項 市民は、地域医療・介護の担い手が市民の生命、健康、生活に欠かせないことを理解し、医療・介護の担い手が安心して従事できるよう、信頼関係の構築に努めることとしています。お互いの信頼関係の構築なしに、適切な医療や介護を受けることは難しいと考えます。医療・介護の担い手が安心して従事することは、市民が良質なサービスを楽しむことにつながります。

第2項 市民は、自らの健康の維持増進や介護予防、適切な医療介護の利用に努めることとしています。日頃から自分の可能な範囲で健康づくりや介護予防に努め、医療や介護サービスの利用については、不適切な利用とならないよう、適切な利用に努めることが求められます。

## 第5条 医療機関及び介護事業者の責務

第5条 医療機関及び介護事業者は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療及び介護を行うため、患者、利用者及びその家族の立場を理解し、信頼関係の構築に努めなければならない。

2 医療機関及び介護事業者は、従事者が安心して働ける良好な勤務環境を保持し、医療及び介護の担い手の確保、育成及び定着に努めなければならない。

3 医療機関及び介護事業者は、相互の連携及び市との連携を図るよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条例の医療機関および介護事業者の責務を規定しています。

### 【解釈・運用】

第1項 医療機関・介護事業者は患者・利用者と家族の立場を理解し信頼関係の構築に努めることとしています。お互いの信頼関係の構築なしに、適切な医療や介護の提供は難しいと考えます。信頼関係の構築は、市民が良質なサービスを楽しむことにつながります。

第2項 医療機関と介護事業者は従事者が安心して働ける良好な勤務環境の保持に努めることとしています。従事者が常に良好な勤務環境で働けるよう、相談体制の確保や研修の実施、その他適切な対策を講じ、担い手の確保、育成、定着に努めることとしています。特にハラスメント対策は、個人での対応ではなく、組織としての対応が求められます。

第3項 医療機関・介護事業所は、お互いの連携、市との連携に努めることとしています。特に困難事例については、事業所単独ではなく、関係機関・市との連携により対応していくことが必要です。また、市民が在宅生活を続けていく中で、適切なサ

## ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例の逐条解説

ービスを受けるためには、医療機関・介護事業所の連携が欠かせません。入退院の際も同様です。

## 第6条 市の基本的施策

第6条 地域の医療及び介護を守り育てるための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 地域の医療及び介護への市民の関心を高め、理解を得るための普及啓発
- (2) 医療機関及び介護事業者等への支援
- (3) 地域の医療及び介護の連携の推進

### 【趣旨】

本条例の市の基本的施策を規定しています。

### 【解釈・運用】

第1号市民へ地域の医療・介護が健康、生命、生活に欠かせない大切なものであるということを理解し、利用の際には、お互いに信頼関係の構築に努め、従事者が安心して従事できる環境をつくるための普及啓発事業を行うこととしています。

第2号医療機関や介護事業所などへの支援を行うこととしています。現在は、従事者が安心して働くことができる勤務環境を保持するためのさまざまな支援展開を実施していくことを想定しています。介護事業者等には、地域支援事業の訪問・通所サービス B を行うボランティアや地域の団体、高齢者包括支援センターのほか、配食事業者なども含めて考えています。また、地域の医療と介護を守り育てるための施策を展開する中で、障害福祉事業者等への支援も併せて行うことが必要であると考えています。

第3号医療と介護の連携は、市民が在宅生活を続けていく中で、適切なサービスを受けるためには、欠かせません。入退院の際にも医療と介護が連携することでスムーズかつ適切な自立支援につながります。

※具体的な施策は、予算に計上し、実施していきます。内容は従事者の声を聴きながら見直しを図り、実効性を高めていきます。

## 第7条 その他

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【趣旨・解釈・運用】

市長が必要な事項を別に定めることを規定しています。

## ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例の逐条解説

### ふじみ野市の地域医療と介護を守る条例

少子高齢化が急速に進行する中、市民が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、地域の医療と介護の基盤が必要である。しかしながら、地域医療と介護の現状は厳しく、市民が地域において、自宅や施設などで医療と介護を安心して享受できる生活を維持するためには、地域医療と介護を市民、医療機関、介護事業者、市が一体となって守ることが必要不可欠である。

そのためには、地域医療や介護の利用者、家族などの市民と医療機関及び介護事業者相互の理解と信頼関係の構築及び醸成、医療機関と介護事業者の連携の推進とともに医療機関と介護事業に従事する者の安全を確保し、また、育成、確保、定着を図る必要がある。

ここに、将来にわたって市民が安心して地域で医療と介護を受けることができる体制を確保するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域医療と介護を守り、良好な地域医療と介護体制のもとでの市民の生活の向上を推進するための基本理念を定め、市、市民、医療機関及び介護事業者が果たすべき責務について定めることにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤である地域医療と介護を享受できる体制を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地域医療と介護は、市民が地域で安心して生活していくうえで欠かすことのできないものであることを鑑み、持続可能な体制を構築するため、市、市民、医療機関と介護事業者が一体となり、地域全体で守り育てなければならない。

2 市民の生活は、市民自らの健康の維持増進のための努力を基盤として、自らの意思決定に基づき、地域の医療と介護を適切に享受できるものでなくてはならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下、「基本理念」という。)に基づき、埼玉県と連携して、市民に対して良質かつ適切に医療と介護が提供される体制を確保するため、地域医療と介護を守り育てるための施策を推進する責務を有するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、地域医療と介護を守るため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士その他地域医療と介護の担い手(以下、「医療と介護の担い手」という。)が市民の命と健康や生活に欠かせないことを理解し、医療と介護の担い手が安心して従事できるよう、信頼関係の構築に努めなければならないものとする。

ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例の逐条解説

2 市民は、自らの健康の維持増進と介護予防及び適切な医療と介護の利用に努めなければならないものとする。

(医療機関と介護事業者の責務)

第5条 医療機関と介護事業者は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療と介護を行うため、患者や利用者及び家族の立場を理解し、信頼関係の構築に努めなければならないものとする。

2 医療機関と介護事業者は、従事者が安心して働ける良好な勤務環境を保持し、医療と介護の担い手の確保や育成及び定着に努めなければならないものとする。

3 医療機関と介護事業者は、相互の連携及び市との連携を図るよう努めなければならないものとする。

(市の基本的施策等)

第6条 地域医療と介護を守り育てるための市の基本的施策は次のとおりとする。

(1) 市民の地域医療と介護への関心を高め、理解を得るための普及啓発

(2) 地域医療と介護を守り育てるための事業者等への支援

(3) 地域医療と介護の連携の推進

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。